

報道資料 4

平成 28 年 9 月 13 日

報道機関各位

営業戦略室長



三条防災ステーション周辺が 「都市・地域再生等利用区域」に指定

～ 市民の癒やしと憩いの場として河川敷地の多様な利用が可能に ～

これまで河川敷地の利用については、公共、公益性のあるものに限定されていましたが、「都市・地域再生等利用区域」の指定を受けることで、オープンカフェやイベントの開催など、民間企業による営業活動が可能となります。

この度、三条防災ステーション周辺を中心とした、信濃川沿いの水辺空間が本指定を受けることとなり、区域指定書の交付式を行います。

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | とき | 9月16日（金）午前9時45分～10時10分 |
| 2 | ところ | 市役所3階第1会議室 |
| 3 | 内容 | <ul style="list-style-type: none">・制度の概要説明・区域指定書の交付（交付式）
北陸地方整備局河川部長から三条市長に区域指定書が交付されます。 |
| 4 | その他 | <ul style="list-style-type: none">・都市・地域再生等利用区域は別紙のとおり・交付式の後、20分程度のぶら下がり取材をお受けします。 |

担当:営業戦略室 観光係 樋口
電話:0256-34-5605(直通)